

富山県砂利採取場立入検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）に基づく立入検査について必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の目的)

第2条 この要領に基づく立入検査は、法第34条第2項及び第3項の規定に基づき、管内砂利採取業者（建設大臣の認可に係る者及び手掘業者を除く。以下同じ。）の事務所、砂利採取場その他その業務を行なう場所に立ち入り、関係法令の規定又はこれらの規定に基づく処分についてその遵守の状況を検査し、これらの規定に違反している者に対して、これが改善是正を指示することにより砂利の採取に伴う災害を防止し、併せて砂利採取業の健全な発展に資することを目的として行なうものとする。

(立入検査事項)

第3条 立入検査は、次の事項を主眼として指導的な観点から行なうものとする。

- (1) 適法な施業が行なわれていること。
- (2) 登録要件を満たしていること。
- (3) 認可採取計画が守られていること。
- (4) 災害発生のおそれがないこと。

(検査員)

第4条 立入検査を行う者（以下「検査員」という。）は、河川課又は土木センター（土木事務所）に勤務する職員のうちから所属長が任命する。

(立入検査の時期)

第5条 立入検査は、砂利採取着手前、作業中及び採取を廃止(完了)したときその他土木センター（土木事務所）の長が必要と認めるときに行うものとする。なお、陸砂利採取においては、作業中の立入検査として、それぞれの掘削ブロックにつき最深掘削深に至ったときに行うほか、建設発生土を埋戻し材に使用する場合においてはその作業途中にも行うものとする。

(立入検査の技術基準)

第6条 検査員が立入検査を行うに当たって必要な技術基準は、別に定める富山県砂利採取立入検査技術基準並びにその他立入検査に必要な法令及び基準によるものとする。

(身分証明書の提示等)

第7条 検査員は、別に定める身分証明書を携帯し、立入検査に着手するときは、砂利採取場等の責任者に対し提示して、当該立入検査を行なう旨を告げなければならない。

2 立入検査は検査員2人以上が1組となつて行なうものとする。

(検査員の留意事項)

第8条 検査員は、立入検査に際しては、砂利採取業者の業務に過度な負担を負わせることのないよう留意するとともに常に穏健及び冷静な態度を保持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取しなければならない。

(立入検査結果の報告)

第9条 検査員は、立入検査を終了したときは、その結果を別に定める様式により知事又は河川管理者に報告しなければならない。

(砂利採取業者への指導)

第10条 立入検査において不適切な処理が認められた場合は、土木センター（土木事務所）の長から是正勧告を通知するほか、必要があると認めるときは、知事又は河川管理者から法第23条の緊急措置命令を行うものとする。

附 則

この要領は、昭和45年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月28日から施行する。